

インボイス制度

－オンライン説明会－

～ 基礎編 ～

国税庁軽減税率・インボイス制度対応室

【適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－】

適格請求書等保存方式
の概要

－ インボイス制度の
理解のために －

令和5年10月1日
消費税の仕入税額控除の方式は
適格請求書等保存方式に



国 税 庁

この社会あなたの税がいきている
(令和4年7月)

➤ この資料では、分かりやすさの観点から以下の名称を使用しています（パンフレットは正式名称を使用）

- ・ インボイス ： 適格請求書
- ・ インボイス制度 ： 適格請求書等保存方式
- ・ インボイス発行事業者 ： 適格請求書発行事業者
- ・ 簡易インボイス ： 適格簡易請求書
- ・ 返還インボイス ： 適格返還請求書

※ このパンフレットは、令和4年4月1日現在成立している法律に基づいて作成しています。

消費税額の計算方法等

- > 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「**仕入税額控除**」といいます。）計算します※。

- 仕入税額控除の適用を受けるためには、**一定の要件**を満たすことが必要です。

※ 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます（事前に届出書の提出が必要です。）。

[参考] 納付税額は、国税の消費税額と、その消費税額から計算した地方消費税額を合計した金額です。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※} \text{ (売上税額)}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

$$- \text{課税仕入れ等に係る消費税額※} \text{ (仕入税額)}$$



仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【インボイス制度】
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	〔 区分記載請求書等保存方式 と同様 〕
請求書等	区分記載請求書等 の保存	インボイス 等 の保存

**ここが
変わります**

本日の説明項目…

- 1 インボイス制度の概要
- 2 インボイスの記載事項
- 3 売手の留意点（インボイス発行事業者の義務等）
- 4 買手の留意点（仕入税額控除の要件）
- 5 税額計算の方法等
- 6 インボイス発行事業者の登録申請手続

1 インボイス制度の概要

<パンフレットP5>

インボイス制度とは

- > 複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式です。

- 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「**インボイス**」等の保存が必要となります。
- 買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

開始時期

- > **令和5年10月1日**に開始されます。

インボイスとは

- > 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**登録番号**のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。
- > インボイスを交付することができるのは、税務署長の登録を受けた

「インボイス発行事業者」

に限られます。

- 請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は問いません。
- インボイスの交付に代えて、電磁的記録（インボイスの記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です（詳しくは参考資料1参照）。

- 課税事業者が、登録を受けることができます。

- ※ インボイス発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、インボイスに該当しない請求書等は発行することができます。
- ※ 登録を受けていない事業者が、インボイスと誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

2 インボイスの記載事項

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における
暫定的な仕入税額控除方式

～令和5年9月

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分	請求金額 43,600円
■月1日	割りばし 550円
■月3日	牛 肉 ※ 5,400円
:	
合 計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した
対価の額（税込）
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

(ポイント)

- ・ 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら“追記”が可能
- ・ 免税事業者でも発行可能
- ・ 区分記載請求書の“交付義務”はありません

【インボイス制度】

令和5年10月～

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234…)
●年■月分	請求金額 43,600円
■月1日	割りばし 550円
■月3日	牛 肉 ※ 5,400円
:	
合 計	43,600円
10%対象	22,000円 内税 2,000円
8%対象	21,600円 内税 1,600円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項
が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 消費税額

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、簡易インボイスを交付することが可能（詳しくは参考資料2参照）。

(ポイント)

- ・ 交付するインボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ（受領者による“追記”は不可）
- ・ 免税事業者は発行不可（発行するには課税事業者となり税務署長の登録を受ける必要）
- ・ 登録した事業者は、買手の求めに応じてインボイスの交付義務・写しの保存義務が発生します

2 インボイスの記載事項

<パンフレットP7>

記載に当たっての留意点

Point

仕入明細書等による対応

- インボイス制度においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限ります。）。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの
相手方の登録番号

仕入明細書
「4月分」 ○年○月○日

●● (株) 御中
登録番号: T123456...

○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
...	...	...	...	...
合計		仕入金額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

2 インボイスの記載事項

<パンフレットP8>

記載に当たっての留意点

Point

複数の書類による対応

- インボイスとは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

請求書

⑥ (株)〇〇御中 XX年11月1日

② 10月分 (10/1~10/31) 109,200 円 (税込)

納品書番号	金額
No.0011	11,960 円
No.0012	7,640 円
No.0013	9,800 円
...	...

④ 合計 109,200 円 (消費税 9,200 円)

税率	金額	消費税
10%対象	66,000 円	消費税 6,000 円
8%対象	43,200 円	消費税 3,200 円

⑤ 登録番号 T 1234567890123 △△商事(株)

①

納品書番号 (関連の明確化)

納品No.0013 (株)〇〇御中

納品No.0012 納品書 (株)〇〇御中 △△商事(株)

納品No.0011 納品書 (株)〇〇御中 △△商事(株)

下記の商品を納品いたします。

XX年10月1日

品名	金額
牛肉 ※	5,400 円
じゃがいも ※	2,160 円
割り箸	1,100 円
ビール	3,300 円
合計	11,960 円

※印は軽減税率対象商品

記載事項

- | | |
|---------------------------|-------------------------------------|
| ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率 |
| ② 取引年月日 | ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 |
| ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） | ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 |

2 インボイスの記載事項

<パンフレットP9>

記載に当たっての留意点

Point

「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- インボイス制度においては、インボイスに記載すべき「消費税額等」の計算方法が定められており、取引に係る税抜価額又は税込価額を**税率ごとに区分して合計した金額**に対して、10%又は8%（税込みの場合は10/110又は8/108）を乗じて得た金額に対して端数処理を行い「消費税額等」を算出します。
- したがって、インボイスの記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一のインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行います【例①】。
 - ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
 - ※ 例えば、一のインボイスに記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【例①：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中

〇年11月30日

(株)△△

請求金額(税込) 60,197円

(T123…)

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	-
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

《計算例》

- ・ 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
 - 8%対象：27,060円（税抜き）
 - 10%対象：28,158円（税抜き）
- ・ それぞれ、消費税額を計算（税率ごとに端数処理1回ずつ）
 - 8%対象：27,060×8/100=2,164.8→2,164円
 - 10%対象：28,158×10/100=2,815.8→2,815円
- ⇒ インボイスの記載事項として**認められる**。

【例②：認められない例】

請求書

〇〇(株) 御中

〇年11月30日

(株)△△

請求金額(税込) 60,195円

(T123…)

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

合
算

《計算例》

- ・ 個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）
- ・ 計算した消費税額を、税率ごとに合計
- ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、インボイスの記載事項としては**認められない**。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

3 売手の留意点

<パンフレットP10>

インボイス発行事業者の義務

> インボイス発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

- **インボイスの交付**

取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、インボイス（又は簡易インボイス）を交付する

- **返還インボイスの交付**

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、返還インボイスを交付する

- **修正したインボイスの交付**

交付したインボイス（又は簡易インボイス、返還インボイス）に誤りがあった場合に、修正したインボイス（又は簡易インボイス、返還インボイス）を交付する

- **写しの保存**

交付したインボイス（又は簡易インボイス、返還インボイス）の写しを保存する

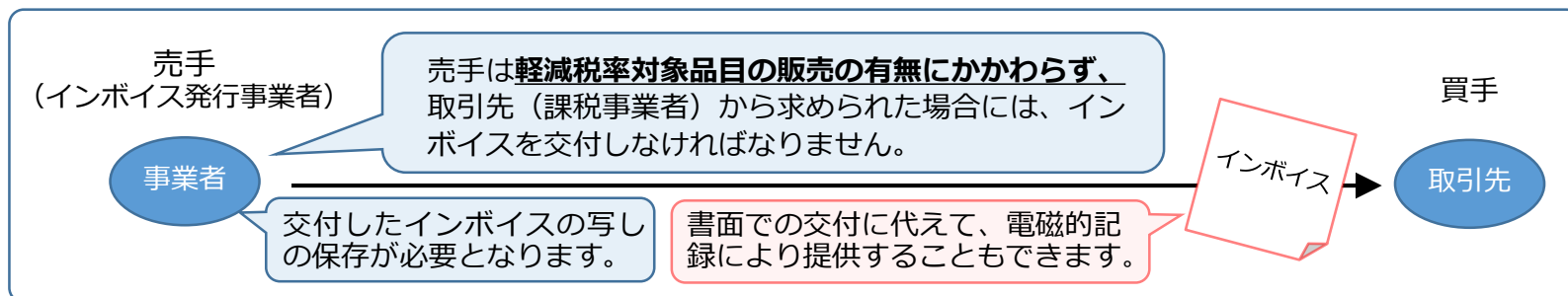
※ インボイス発行事業者が、偽りの記載をしたインボイスを交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

※ 業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方がインボイス発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを委託者に代わって交付することも可能（詳しくは参考資料3参照）。

留意事項

令和5年度税制改正の大綱（閣議決定：抜粋）

売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。



4 買手の留意点

<パンフレットP14>

仕入税額控除の要件

- > 一定の事項を記載した帳簿及びインボイスなどの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
 - > 免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- 課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
 - ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【インボイス制度】
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様
請求書等	区分記載請求書等 の保存	インボイス 等 の保存

ここが
変わります

Point

簡易課税制度を選択している場合

- 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、インボイスなどの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

保存が必要となる請求書等の範囲

> 仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 売手が交付するインボイス又は簡易インボイス
- ② 買手が作成する仕入明細書等
(課税仕入れの相手方(売手)において課税資産の譲渡等に該当するもので、インボイスの記載事項が記載されており、課税仕入れの相手方(売手)の確認を受けたものに限る。)
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

○ 買手の留意点

インボイス制度における特例について

- インボイス制度においては、原則として帳簿とインボイスなどの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。また、インボイス発行事業者（売り手）は、課税事業者の求めに応じて、インボイスの交付義務が生じる。
- ただし、**事業の性質上、インボイスを交付することが困難な一定のもの**は、**インボイスの交付義務が免除**される。
- また、**インボイスの交付を受けることが困難な一定の場合**は、（売り手のインボイス交付義務の有無にかかわらず）**買い手は一定の記載をした帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能**となる。

＜売り手の特例＞

＜適格請求書の交付義務免除＞

- 卸売市場に委託して行う生鮮食料品等の譲渡
- 農協等における無条件委託・共同計算による農林水産物の譲渡
- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

下3つは、売り手のインボイス交付義務は免除されないが、
買い手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

＜買い手の特例＞

＜卸売市場、農協等が発行した書類の保存＞

- 卸売市場、農協等から行う一定の農林水産物の仕入れ

＜帳簿のみ保存＞

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による購入
- 郵便切手を対価とする郵便サービス
- インボイス発行事業者が発行した入場券等で使用時に回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- 従業員等に支給する出張旅費等

＜帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等＞

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地^(注)
- ⑥ 特例の対象となる旨

(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

記載例（公共交通機関特例の場合）

総勘定元帳（仕入）					
XX年 月日		摘要		税区分	借方(円)
4	3	J R ● ●	運賃 公共交通機関	10%	300
4	4	〇〇地下鉄	運賃 公共交通機関	10%	300

※ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

4 買手の留意点

<パンフレットP15>

Point

その他の現行（区分記載請求書等保存方式）との相違点

- 現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、インボイス制度の開始後は、**これらの規定は廃止**されます。
- 現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、インボイス制度の開始後は、このような**追記をすることはできません**。

留意事項

令和5年度税制改正の大綱（閣議決定：抜粋）

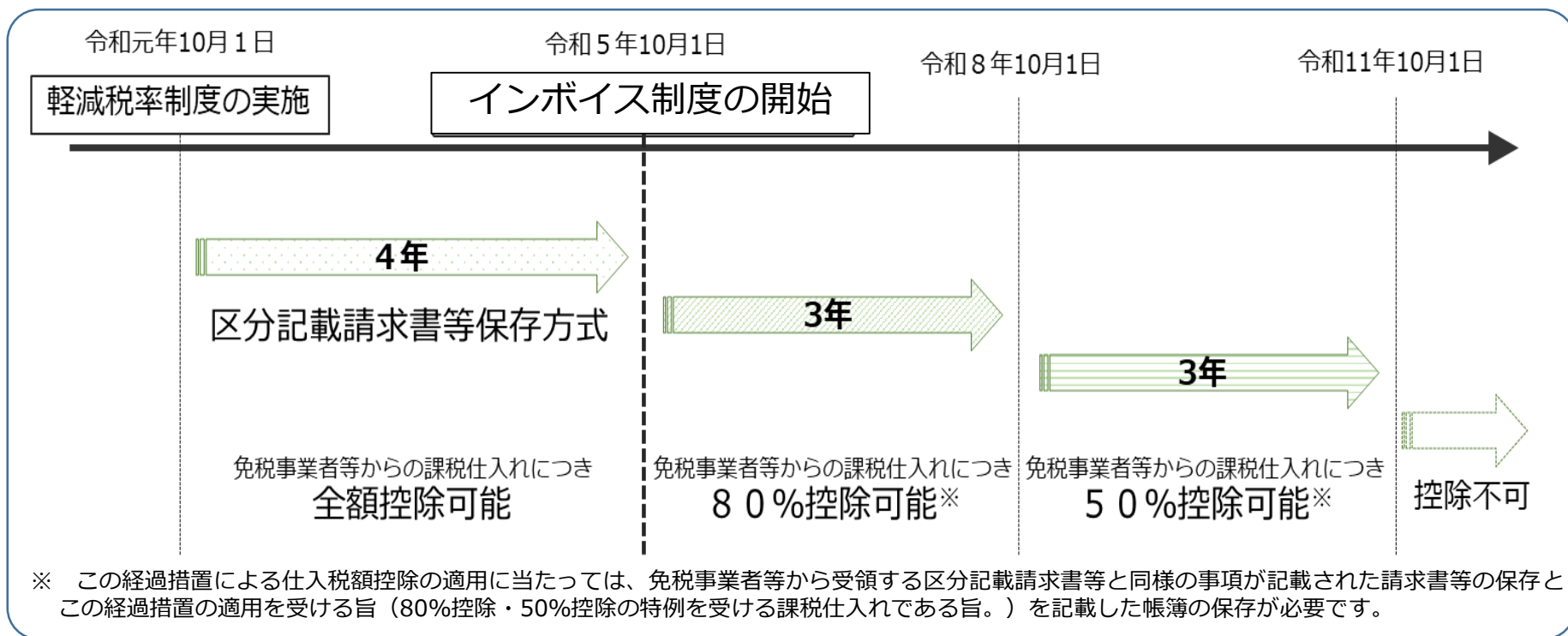
基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。

4 買手の留意点

<パンフレットP16>

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- インボイス制度の開始後は、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



税額計算の方法

- > 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

- ① インボイスに記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」※
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

《 売上税額 》

【積上げ計算】

インボイスに記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（インボイス発行事業者のみ可）。

仕入税額は
「積上げ計算」
のみ適用可

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額は
いずれか選択可

《 仕入税額 》

【積上げ計算】※

インボイスに記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

※ 仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

留意事項 令和5年度税制改正の大綱（閣議決定・抜粋）

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額は、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。

6 インボイス発行事業者の登録申請手続 <パンフレットP17>

インボイス発行事業になる（登録を受ける）には

- > インボイス発行事業者の登録申請手続が必要です。
 - > 登録は課税事業者が受けることができます。登録を受けなければインボイスを交付できません。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
 - > 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知および公表が行われます。
-
- ① 通知される登録番号の構成は、次のとおりです。
 - 法人番号を有する課税事業者は、T + 法人番号
 - 上記以外の課税事業者（個人事業者及び人格のない社団等）は、T + 13桁の数字
 - ② e-Taxで登録申請し、登録通知について電子データでの通知（電子通知）を希望した場合は、電子データで登録通知が送信されます。その他の場合は、税務署から登録通知書が郵送されます。
 - ③ 公表事項は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で確認することができます。

6 インボイス発行事業者の登録申請手続 <パンフレットP18>

登録申請のスケジュール

登録申請手続は

令和 3 年 10 月 1 日

から開始しています。

令和 5 年 9 月 30 日までに登録申請手続が行われた場合は、**令和 5 年 10 月 1 日**を登録開始日として登録を受けることとなります。

令和 3 年 10 月 1 日

令和 5 年 10 月 1 日

**インボイス制度
の開始**

- 免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています（詳しくは参考資料 4 参照）。
- 免税事業者が令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間にインボイス発行事業者の登録を受ける場合で、当該課税期間から簡易課税制度を適用するための経過措置が設けられています（詳しくは参考資料 4 参照）。

登録申請書は、e-Taxにより提出ができます（詳しくは参考資料 5 参照）！

6 インボイス発行事業者の登録申請手続 <パンフレットP19>

Point

登録に当たっての留意点

- インボイス発行事業者になると…
 - 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、消費税の申告が必要です。
 - 取引の相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（交付義務）。
- 経過措置（スライド17）の適用を受ける場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできない（登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間である場合を除きます。）ため、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、登録の効力が失われても、基準期間の課税売上高にかかわらず、課税事業者として消費税の申告が必要となります。
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。インボイス発行事業者の登録を受けない場合、インボイスを交付できません。また、取引の相手方が消費者、免税事業者や簡易課税制度を選択している課税事業者である場合など、取引先がインボイスを必要としない場合もあります。なお、取引の相手方は、経過措置（スライド14）により一定の期間は、仕入税額の一部が控除できます。

本日のまとめ

ポイント1 登録申請

インボイスは、登録を受けた事業者のみが交付できます。
登録には申請が必要です（申請書はe-Taxにより提出可）。



ポイント2 記載事項

インボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項（登録番号、適用税率、消費税額）を追加するイメージです（受領者による“追記”は不可）。

請求書

〇〇(株)御中

(株)△△ (T 1234...)

●年■月分 請求金額 43,600円

■月 1 日 割りばし 550円

■月 3 日 牛 肉 ※ 5,400円

:

合 計 43,600円

10%対象 22,000円 内税 2,000円

8%対象 21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

ポイント3 売手の留意点

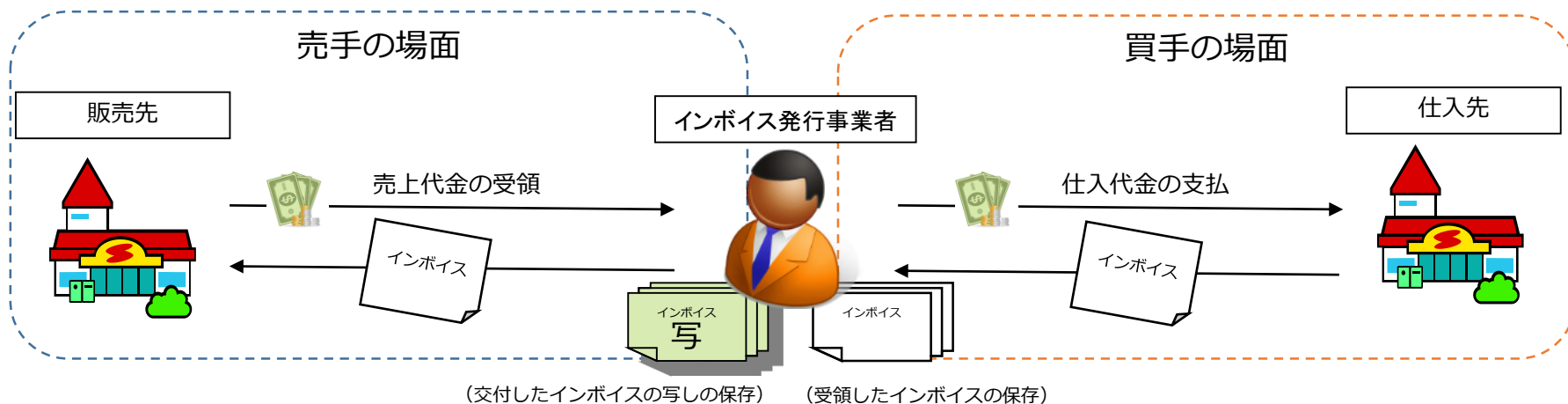
売手の場面において、登録を受けたインボイス発行事業者には、取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、インボイスを交付する義務があります。

また、交付したインボイスの写しを保存する必要があります。

ポイント4 買手の留意点

買手の場面において、仕入税額控除の適用を受けるためには、インボイス等の保存が必要となります。

免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません（経過措置あり）。



(参考) インボイス制度対応に向けた準備のポイント

制度内容を理解の上、売手と買手のそれぞれの立場として準備が必要な事項を整理しておきましょう

売手としての準備

- ☐ 自身が行う取引についてインボイスの記載事項を満たす書類を整備（請求書、納品書、レシートなど）
- ☐ インボイスの交付方法（電子インボイスの提供など）を検討
- ☐ 必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修など
- ☐ 継続的な取引の相手先（買手）に対して、
①登録番号、②インボイスの様式や交付方法の認識共有など

買手としての準備

- ☐ 必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等。
- ☐ 継続的な取引の相手先（売手）に対して、
①登録の有無の確認、②インボイスの様式や受領方法の認識共有など
- ☐ インボイス制度に係る社員研修の実施。

詳しくは、「事前準備の基本項目チェックシート」をご活用ください（参考資料6）！

インボイス制度に関するお問い合わせ先

○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、
AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。
上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットボットの
ご利用はこちらから



税務職員ふたば

○ インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く。）
インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いいたします。

○ インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください（インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。）。

インボイス制度特設サイトへ



※ インボイスQ&A…「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）（令和4年11月改訂）](#)」

事務負担軽減?
補助金も?

税負担軽減?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

- 納税額が売上税額の2割に軽減?
- インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?
- 登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

- 会計ソフトに補助金?
- 少額取引はインボイス不要って?
- 少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることが出来ます!

- 対象になる方** 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上1000万円
以下等の要件を満たす方)
- 対象となる期間** 令和5年10月1日~令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10~12月の申告から令和8年の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!

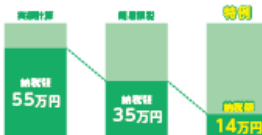


事例 売上700万円(税額70万円)※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶
70万円 - 35万円^{*} = 35万円
※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存が必要となりますが、この特例
を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、
簡単に申告書が作成できるようになります!
また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、
補助上限額が一律50万円加算されます!

- 対象** 小規模事業者
- 補助上限** 50~200万円(補助率2/3以内)※一部の業種は3/4以内
▶ **100~250万円**(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)
- 補助対象** 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



財務省ホームページへ
(税制改正案の内容)

中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

- 対象** 中小企業・小規模事業者等
- 補助額** ITツール ▶ ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃
PC・タブレット等 ▶ ~10万円(補助率1/2以内) レジ・販売機等 ▶ ~20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象** ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで
仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方** 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1~6月)の
課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間** 令和5年10月1日~令和11年9月30日



すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!
振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方** すべての方
- 対象となる期間** 適用期限はありません。



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで



※その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いいたします。

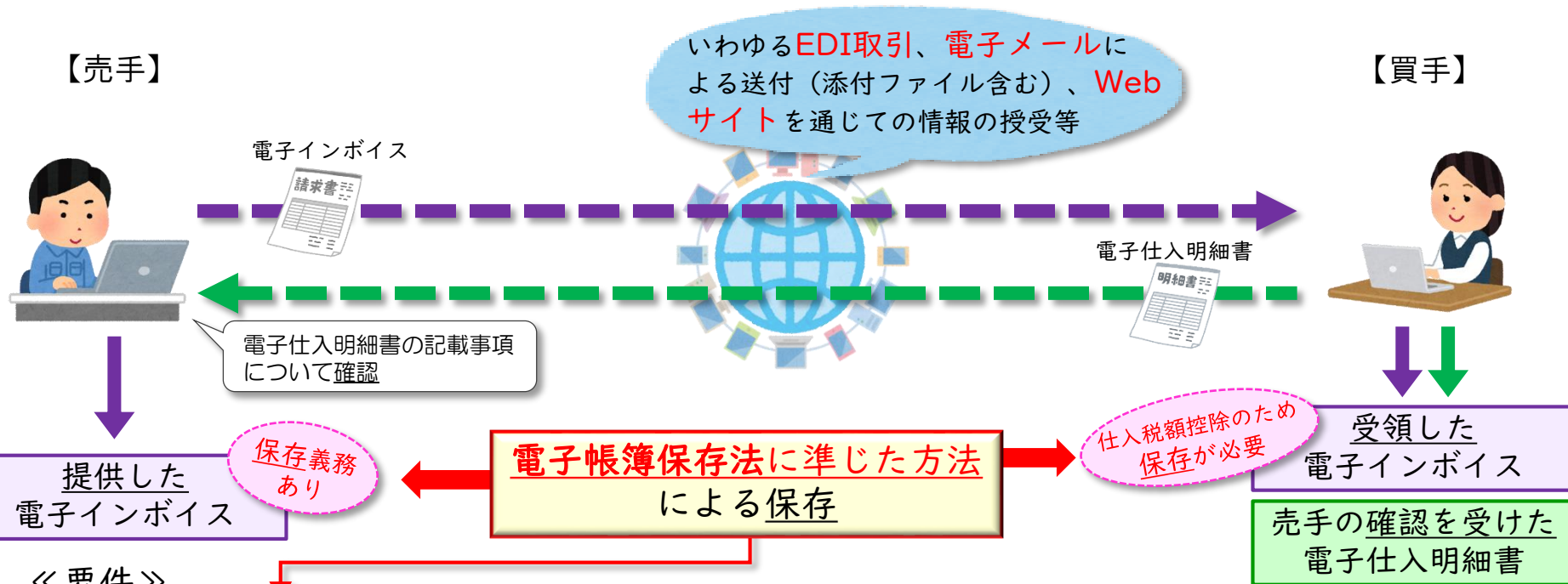
詳細は、財務省のホームページをご覧ください

参考資料

- 参-1 インボイス等の電磁的記録による提供
- 参-2 簡易インボイスの記載事項
- 参-3 媒介者交付特例
- 参-4 免税事業者の登録手続
- 参-5 e-Taxを利用した登録申請
- 参-6 インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

(参考1) インボイス等の電磁的記録による提供

- インボイス・返還インボイスといった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（いわゆる電子インボイス）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- 仕入明細書のように買手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売手の確認を受けたもの（電子仕入明細書）を保存することで、仕入税額控除が可能となる。
- 提供した又は受領した電磁的記録については、**電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要**となる。



《要件》

- ① 次のいずれかの措置を行う
 - イ タイムスタンプが付された後にインボイスの授受を行う
 - ロ 授受後に速やかにタイムスタンプを付す
 - ハ データの訂正・削除の記録が残る又は訂正・削除できないクラウドシステム等を使用する
 - ニ 訂正・削除防止に関する事務処理規程を定める
 - ② システム概要書等の備付け
 - ③ 操作説明書の備付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保
 - ④ 検索機能の確保
- (注) 整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。

消費税のみの取扱い

(参考2) 簡易インボイスの記載事項 <パンフレットP6>

インボイスの記載事項

> インボイスに必要な記載事項は、以下のとおりです。

- 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、インボイスに該当します。

【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、**簡易インボイス**を交付することができます。

インボイス (適格請求書)

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 × × 年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

簡易インボイス (適格簡易請求書)

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

スーパー○○
東京都...
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550

(内 消費税額) ¥24

(内 消費税額) ¥50

* 軽減税率対象

お預り ¥1,000

お釣 ¥126

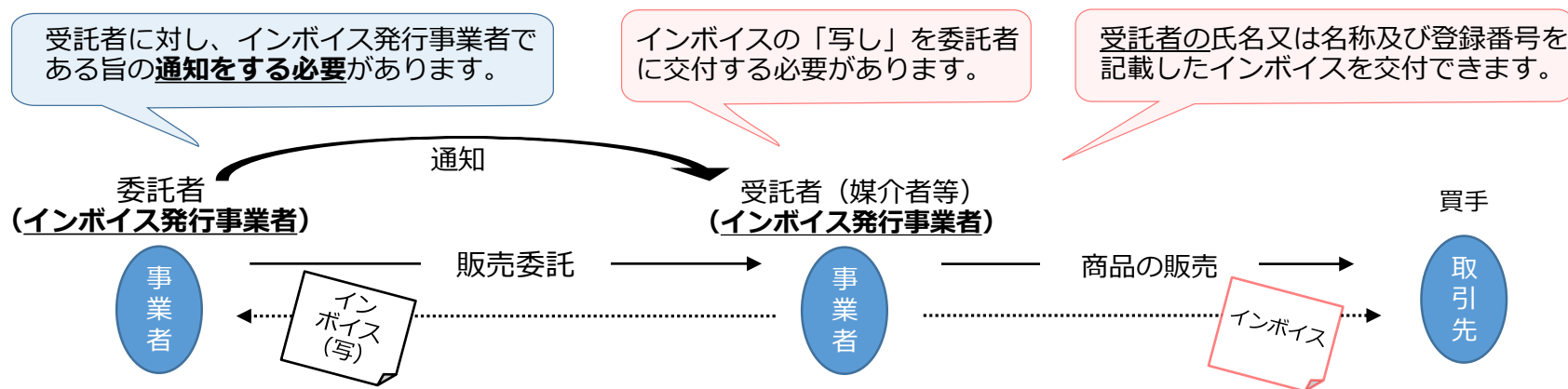
⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一のインボイスにつき、税率ごとに1回ずつとなります。

交付方法の特例：媒介者交付特例（委託販売等における特例）

業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方がインボイス発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを委託者に代わって交付することができます。

【例：委託販売】



※ 委託者及び受託者の双方においてインボイスの写しを保存する必要があります（委託者に対して交付するインボイスの写しについては、一定の場合、受託者の作成した精算書でも差し支えありません。）。

【参考】 売手とは異なる別の者（インボイス発行事業者に限りません。）が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。

(参考4) 免税事業者の登録申請手続等

▶ 免税事業者の登録申請手続

ポイント

- インボイス発行事業者の登録を受けようとする場合には、「適格請求書発行事業者の登録申請書」(登録申請書)を提出する必要があります(「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません)

なお、令和5年9月30日までに提出すれば、令和5年10月1日に登録されることとなりますが、登録通知が届くまで一定の期間を要することとなりますので、登録を受けることをお決めの方は早めの申請をおすすめします。

※ 令和5年10月1日から登録を受けようとする場合、令和5年9月30日は土曜日ですが、登録申請書の提出期間は延長されません。(郵送による提出の場合、令和5年9月30日の通信日付印があるものまで)

特設サイト
申請手続

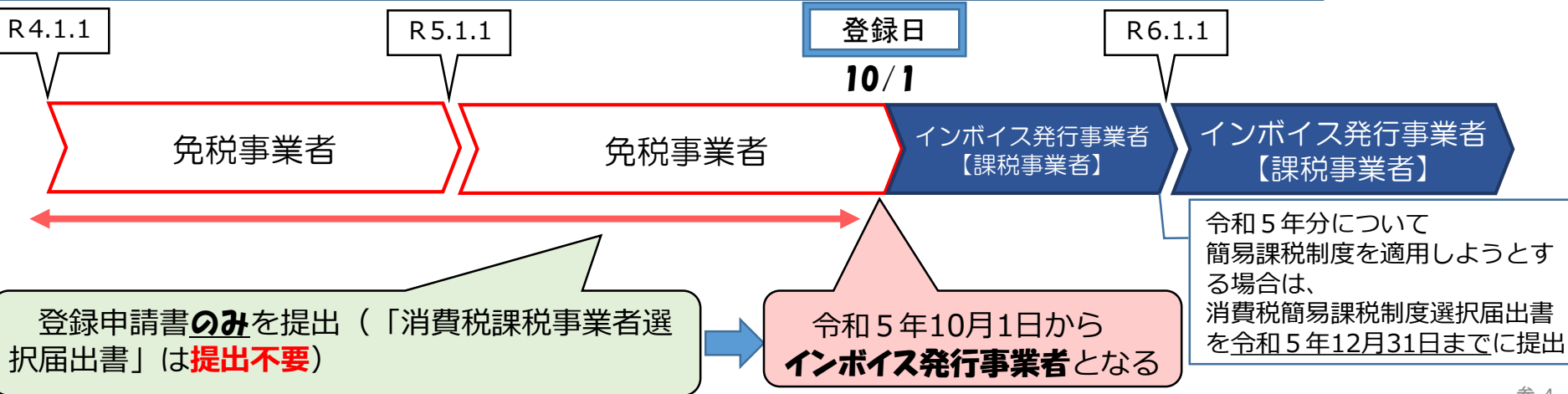


- 登録を受けると課税事業者となります。この場合、令和5年10月1日を含む課税期間については、登録日である令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等について、消費税の申告が必要となります
- この場合、制度開始当初から簡易課税制度を適用しようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を令和5年10月1日を含む課税期間の末日まで※に提出する必要があります

※ 個人事業者の場合は、令和5年12月31日まで

※ 課税期間の末日が土・日曜日・祝日等に当たる場合でも、消費税簡易課税制度選択届出書の提出期間は延長されません(適用しようとする課税期間の末日までに提出する必要があります)

《スケジュールイメージ》 個人事業者の例 (令和5年10月1日からインボイス発行事業者となる場合)



(参考5) e-Taxを利用した登録申請

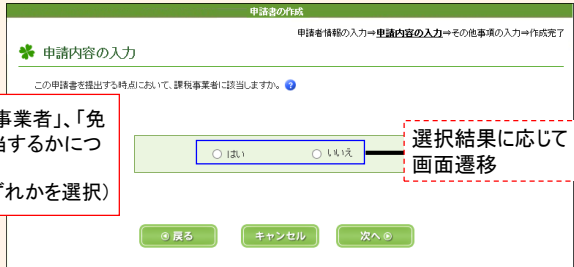
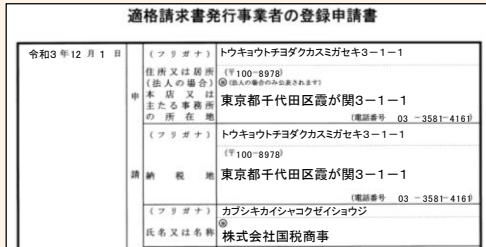
登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- > 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます。
- > 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。

(注) e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です。

申請手続



ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版) 	e-Taxソフト(SP版) 	e-Taxソフト 
電子証明書	必要		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式 (画面イメージはe-Taxソフト(WEB版)のもの) 画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ 		帳票形式 書面と同様に各項目に入力するイメージ 
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ(※)	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

※ 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)若しくはe-Taxソフトをご利用ください。

(参考5) e-Taxを利用した登録申請

登録通知書の受領も、e-Tax（電子データ）で！！

「データ」で受け取ると「書面」に比べてこんなに便利！！

登録申請書をe-Taxで作成する際に「登録通知書の電子通知」に同意すると登録通知をデータで受け取れます。

申請者にとって…

➤ 登録通知が早く受け取れる！

税務署における登録とほぼ同時に受け取れます。

➤ 紛失リスクがない！

登録通知は、通知書等一覧内に保管されるため書面のように紛失リスクがありません(1,900日間保存)。

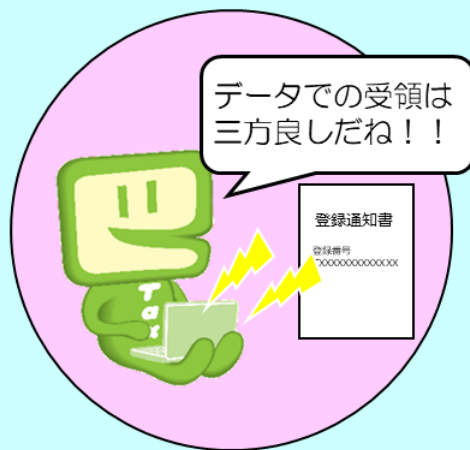
➤ 取引先への連絡が便利！

メールに登録通知のデータを添付して取引先に連絡することもできます。

関与税理士にとって…

➤ 税理士にもお知らせが届く！

事前にメールアドレスを登録しておけば、関与先の登録通知があったことをメールで関与税理士にもお知らせします。



取引先にとって…

➤ 書面保存が不要！

登録通知を電子データで受領することで書面保管が不要です。

➤ 真正性の確認が可能！

登録通知の電子データに税務署による認証を付しているため、e-Taxソフト又はe-Taxソフト（WEB版）を利用すれば、税務署が作成した改ざんのないデータであることが確認できます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

令和4年9月
(令和4年12月改訂)

- ◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。インボイス発行事業者になる場合は、登録申請を行う必要があります。登録申請手続の詳細は、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。

- ◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

① 国税庁
ホームページへ

申請手続



② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」

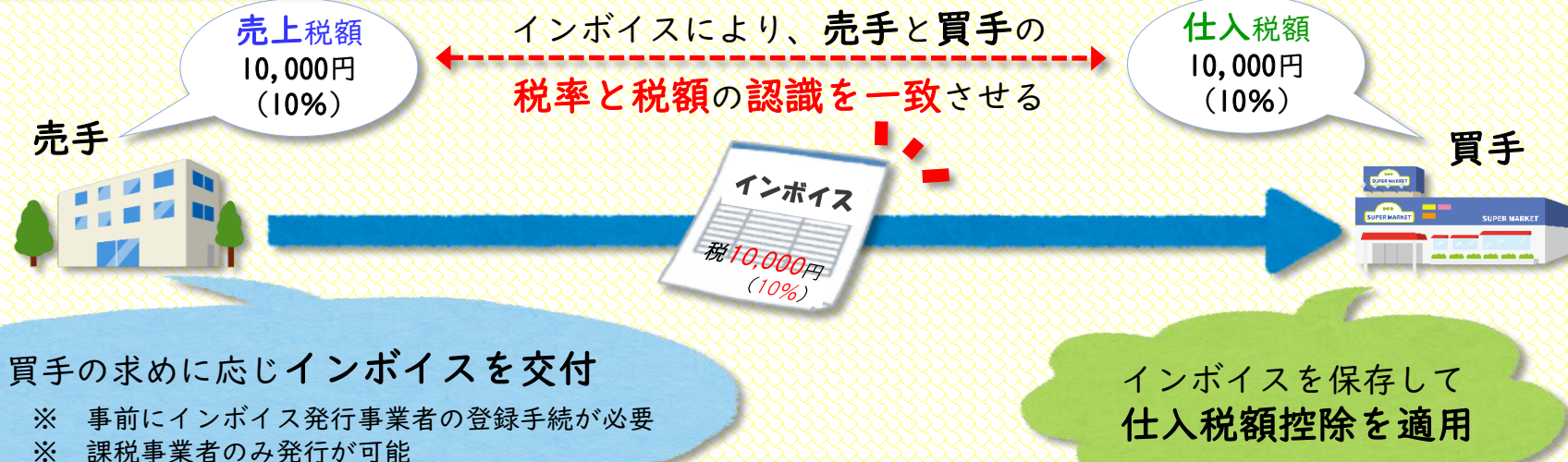
免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

② 公正取引委員会
ホームページへ



インボイス制度の概要

令和5年10月1日～





まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

☐ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

☐ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります（簡易課税制度を適用することと、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます）。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

☐ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 登録を受ける場合は、登録申請手続を行う必要があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に売手としての準備に取りかかりましょう

☐ 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

☐ 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うことになります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。

☐ 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っている伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

☐ インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

☐ 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に買手としての準備に取りかかりましょう

☐ 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。

☐ 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。

☐ 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

☐ 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80％・50％控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

☐ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）